



# 「大府市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との 調和に関する条例」を制定

大府市では、太陽光発電設備の設置等に関し手続等必要な事項を定めることにより、太陽光発電設備と自然環境等との調和を図り、もって良好な自然環境等の保全と公共の福祉に寄与することを目的とした「大府市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定します。

## ■対象となる事業

太陽光発電設備の新設または増設を行う事業のうち、事業区域の面積の合計が1,000平方メートル以上のものを対象とします。ただし、建築基準法に規定する建築物の屋根または屋上に太陽光発電設備を設置するものは除きます。

## ■事務の手続き

### (1) 関係法令等の調査

事業者は、「(2) 市長との協議等」の前に、予定している設置事業が他の法令や条例に適合するものであることを確認しなければなりません。

### (2) 市長との協議等

事業者は、設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業の内容等について、あらかじめ市長と協議しなければなりません。また、協議の終結に当たって、市長は、必要に応じて、大府市環境審議会から意見聴取をすることとします。

### (3) 地域住民等への意見聴取

事業者は、市長との協議の申請後、当該協議が終結するまでに、地域住民等に対して、設置事業の内容について周知し、当該地域住民等の意見を聴取しなければなりません。

### (4) 決定通知

市長は、事業者との協議が終結したときは、当該設置事業が適当であるまたは不適当である旨の意見を付して、事業者に通知します。

## ■維持管理等

決定通知を受けた事業者およびこの条例の施行前に設置事業に着手した者は、当該設置事業により設置した太陽光発電設備を適切に維持管理することおよび当該設置事業により設置した太陽光発電設備による発電事業を廃止したときは、当該太陽光発電設備を適切に処理することを義務付けます。



■罰則

虚偽の申請により決定通知を受けた事業者、決定通知（当該設置事業が適当である旨の意見を付したものに限り、）を受けることなく設置事業に着手した事業者等に対して最大で30万円の罰金を定めます。

■条例の施行期日

令和3年7月1日

■参考資料

- ・大府市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（案）のフロー

【問い合わせ先】

大府市 環境課

担当：植木 孝（ウエキ タカシ）

電話：0562-45-6223

F A X：0562-47-9996

E-mail：kankyo@city.obu.lg.jp